

非建築士が他の建築士をかたって設計・確認申請等を行った
 建築物の対応状況（中間報告）について

非建築士が他の建築士をかたって、設計・確認申請等を行った市内 26 件の建築物(全て一戸建ての住宅)について、建築主等に対して、建築基準法への適合状況の報告を求め、法適合確認作業を進めているところですが、建築基準法の基準を満たさない建築物が 1 件発覚しましたので、現在の対応状況についてお知らせします。

1 法適合の確認状況

これまで、26 件のうち 18 件の確認作業が完了し、うち 17 件の法適合確認し、1 件については法不適合が確認されました。

残り 8 件は審査継続中で、建築主等に対して 8 月末までに不足書類の提出を求めています。

2 法不適合が確認された建築物の状況と今後の対応

建築基準法の一部の規定の確認審査・検査が省略されていた建築物で、耐力壁の総量は足りているものの、壁のつり合いの良い配置の基準を満たしていないことが確認されました。

建築主に対して、是正指導を開始し、居住者にも状況を説明の上、8 月末を目途に是正計画を提出するよう指示しました。

<確認状況内訳>（平成 30 年 8 月 15 日現在）

（単位：件）

		港南区	港北区	戸塚区	泉区	瀬谷区	合計
審査継続中 (不足書類提出待ち)		1	0	3	2	2	8
調査完了	不適合	0	0	1	0	0	1
	適合	0	1	13	2	1	17
合計		1	1	17	4	3	26

お問合せ先
建築局建築指導課 課長 高井 雄也 Tel 045-671-4528

（裏面あり）

参考

1 経過

日付	内容
平成30年4月5日	○指定確認検査機関から、神奈川県建築安全課（以下、県）に非建築士による案件の情報提供あり。
4月18日	○県から横浜市ほか関係自治体に関与物件の特定作業依頼
4月23日	○横浜市内の非建築士関与案件を特定(26件)
4月27日	○横浜市が、指定確認検査機関および建築主に建築基準法第12条第5項に基づく報告を求める通知文を送付
5月7日	○横浜市記者発表（県、藤沢市、鎌倉市、平塚市、茅ヶ崎市同日発表）
5月16日	○一般社団法人神奈川県建築士会など市内業界7団体、指定確認検査機関38機関に通知文を送付し、再発防止に向けた注意喚起
6月22日	○横浜市建築及び開発等に関する調整連絡協議会（不動産関係団体）にて、再発防止に向けた注意喚起
6月28日	○県記者発表（資料提供） ・県内55件中、21件の法適合確認作業完了（横浜市内3件法適合確認）
7月27日	○横浜市建築行政・指定確認検査機関連絡協議会にて、再発防止に向けた注意喚起

2 市内対象案件

(1) 概要（26件共通）

用 途： 一戸建て住宅

建築確認・検査実施機関： 指定確認検査機関

工事状況： 全て竣工済み（検査済証取得）

（内23件は、建築基準法の一部の規定の確認審査・検査が省略されています。）

(2) 建築確認年度

年度別内訳 (確認年月日基準)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	4件	5件	6件	11件

※平成25年10月から平成29年3月までの3年6か月。

3 相談窓口

- ・ 建築局建築指導課：Tel 045-671-4529
- ・ 相談受付時間：平日9:00~17:00

4 建築基準法第12条第5項の規定

特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。

- 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者
- 二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関（以下、省略）